特別保護地区

1. 国道沿線特別保護地区(ルート)は、国道7号、国道101号沿線の区域のうち、市街地を除く区域(ルート)をいう。

2. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における建築物の高さは、当該建築物の敷地の地盤面から建築物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

3. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における建築物の外壁の色は、マンセル表色系の色相が5R～5Y、明度が7以下、彩度が4以下の色でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

4. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における建築物の高さは、当該建築物の敷地の地盤面から建築物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

5. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における建築物の外壁の色は、マンセル表色系の色相が5R～5Y、明度が7以下、彩度が4以下の色でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

6. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における工作物の高さは、当該工作物の敷地の地盤面から工作物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

7. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における工作物の外壁の色は、マンセル表色系の色相が5R～5Y、明度が7以下、彩度が4以下の色でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

8. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における工作物の高さは、当該工作物の敷地の地盤面から工作物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

9. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における工作物の外壁の色は、マンセル表色系の色相が5R～5Y、明度が7以下、彩度が4以下の色でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

10. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

11. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

12. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

13. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

14. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

15. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

16. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

17. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

18. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

19. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

20. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

21. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

22. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

23. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

24. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

25. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

26. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

27. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

28. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

29. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

30. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

31. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

32. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

33. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

34. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

35. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

36. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

37. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

38. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

39. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

40. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

41. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

42. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

43. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

44. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

45. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

46. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

47. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

48. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

49. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

50. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

51. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

52. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

53. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

54. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

55. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

56. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

57. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

58. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

59. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

60. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

61. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

62. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

63. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

64. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

65. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

66. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

67. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

68. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

69. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

70. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

鳥獣保護区

1. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における建築物の高さは、当該建築物の敷地の地盤面から建築物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

2. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における建築物の外壁の色は、マンセル表色系の色相が5R～5Y、明度が7以下、彩度が4以下の色でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

3. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における工作物の高さは、当該工作物の敷地の地盤面から工作物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

4. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における工作物の高さは、当該工作物の敷地の地盤面から工作物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

5. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における工作物の外壁の色は、マンセル表色系の色相が5R～5Y、明度が7以下、彩度が4以下の色でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

6. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

7. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

8. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

9. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

10. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

11. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

12. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

13. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

14. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

15. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

16. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

17. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

18. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

19. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

20. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

21. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

22. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

23. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

24. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

25. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

26. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

27. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

28. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

29. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

30. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

31. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

32. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

33. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

34. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

35. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

36. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

37. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

38. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

39. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

40. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

41. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

42. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

43. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

44. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

45. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

46. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

47. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

48. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

49. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

50. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

51. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

52. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

53. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

54. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

55. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

56. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

57. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

58. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

59. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

60. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

61. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

62. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

63. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

64. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

65. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

66. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

67. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

68. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

69. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

70. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

特定猟具使用禁止区域

1. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における建築物の高さは、当該建築物の敷地の地盤面から建築物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

2. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における建築物の外壁の色は、マンセル表色系の色相が5R～5Y、明度が7以下、彩度が4以下の色でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

3. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における工作物の高さは、当該工作物の敷地の地盤面から工作物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

4. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における工作物の高さは、当該工作物の敷地の地盤面から工作物の最高の部分までの平均の高さが、8メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

5. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における工作物の外壁の色は、マンセル表色系の色相が5R～5Y、明度が7以下、彩度が4以下の色でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

6. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

7. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

8. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

9. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

10. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

11. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

12. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

13. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

14. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

15. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

16. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

17. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

18. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

19. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

20. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

21. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

22. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

23. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

24. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

25. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

26. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

27. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

28. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

29. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

30. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

31. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

32. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

33. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

34. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

35. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

36. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

37. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

38. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

39. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

40. 市立白神山地世界遺産特別保護地区内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

41. 国道沿線特別保護地区(ルート)内における土地の形質の変更は、当該土地の面積が1,000平方メートルを超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めて許可した場合は、この限りでない。

42. 市立白神山地世界遺産